

特定非営利活動法人

北朝鮮難民救援基金

定 款

平成 14 年 9 月 29 日 決議

平成 15 年 5 月 16 日 設立

平成 28 年 10 月 10 日 改定

令和 02 年 10 月 04 日 改定

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北朝鮮難民救援基金という。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

第3条 (目的)

この法人は、多くの人々の力を集めて、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）から第三国に脱出してきた難民に対して、彼らの安全を図り、生活を支援し、さらに「難民の地位に関する条約」に基づく難民として処遇されるよう、その保護・認定・定住を実現するための活動、および北朝鮮国内の民衆に対して食糧等の支援活動を行うことを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2)国際協力の活動
- (3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 難民の安全確保事業
 - ① 救急救命事業
 - ② 地元の人々および国家機関・国際機関に対する協力要請事業
 - ③ 家族・関係者らへの連絡探索事業
- (2) 難民の生活支援事業
 - ① 必要な衣・食・住を提供する事業
 - ② 医薬・医療を供給して健康の回復と向上を図る事業
 - ③ 児童への教育を確保するために学費・学習用具の供給事業
- (3) 難民の法的地位獲得事業

- (3) 難民の法的地位獲得事業
 - ① 難民認定及び強制送還回避のための当該政府に対する要請事業
 - ② 難民認定及び強制送還回避のために、他の全ての国の政府、全ての国際機関、全ての NGO への協力要請事業
 - ③ 永住権の取得および自活支援事業
- (4) 北朝鮮民衆への支援事業
食糧、衣類、防寒具、医薬品等の直接配布事業
- (5) 北朝鮮難民への関心向上を図る事業
 - ① 機関紙、報告書、啓発書の発行
 - ② ホームページの開設・運営
 - ③ 難民の実情把握のためのイベントおよび現地視察の企画
- (6) 難民救援を目的とする個人・団体との情報交換およびネットワークの構築事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人及び団体

第7条 (入会)

正会員の入会について、特に条件は定めない。

第8条 (会費)

会員は、設立後の総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

①会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名義を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

②前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

（種別及び定数）

第13条 ①この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

② 理事のうち1人を理事長とし、他に副理事長を置く

第14条（選任等）

① 理事及び監事は、総会において選任する。

② 理事長及び副理事長は、理事による互選とする。

③ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

④ 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

⑤ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

① 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従ってその職務を代行する。

- ③ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- ④ 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第16条 (任期等)

- ① 役員任期は、2年とする。
- ② 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

- ① 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
- ② 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決に先だって当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (報酬等)

- ① 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。
- ② 役員に対しては、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。
- ③ 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第20条 (種別)

- ①この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- ② 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条 (総会の構成)

総会は、正会員をもって構成する

第22条 (総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。
- (6) 入会金及び会費の額。
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (8) 事務局の組織及び運営。
- (9) その他運営に関する重要事項。

第23条 (総会の開催)

- ① 通常総会は、毎年1回開催する。
- ② 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条④項(4)号の規定に基づいて招集するとき。

第24条 (総会の招集)

- ① 総会は、前条②項(3)号の場合を除いて、理事長がこれを招集する。
- ② 理事長は、前条②項(1)号及び(2)号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- ③ 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した

書面、Faxまたは電磁的方法により、開催の日の7日以上前までに正会員に対して通知しなければならない。

第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（総会の議決）

- ① 総会における議決事項は、第24条③項の規定によって予め通知した事項とする。
- ② 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（総会での表決権等）

- ① 正会員の表決権は、平等なるものとする。
- ② やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面、Faxまたは、電磁的方法を以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- ③ 前項の規定により表決した正会員は、前2条規定の適用については出席したものとみなす。
- ④ 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第29条（総会の議事録）

- ① 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は委任表決者があるときはその数）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- ② 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会が議決した事項につき、その執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務につき、その執行に関する事項。

第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から、理事会の目的である事項を記載した書面、Fax または電磁的方法により、招集の請求があったとき。

第33条（理事会の招集）

- ① 理事会は、理事長がこれを招集する。
- ② 前条第(2)号の請求があったときは、理事長は7日以内に理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するときは、理事長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、Fax または電磁的方法をもって、開催の日の3日以上前までに理事に対して通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

- ① 理事会における議決事項は、第33条第③項の規定によって予め通知した事項とする。
- ② 理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（理事会の表決権等）

- ① 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- ② やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面、Fax または電磁的方法を以て表決することができる。
- ③ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第①項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- ④ 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第37条 (理事会の議事録)

- ① 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者があるときはその氏名）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- ② 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

第38条 (構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 資産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

第39条 (管理)

この法人の資産は理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

第40条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第 42 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長がこれを作成し、総会の議決を経なければならない。

第 43 条（暫定予算）

- ① 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。
- ② 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 44 条（予備費）

- ① 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- ② 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条（予算の追加及び更生）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決により既定予算の追加又は更生をすることができる。

第 46 条（事業報告及び決算）

- ① この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長がこれを作成し、監事による監査を受けた後、総会の議決を経なければならない。
- ② 決算に剰余金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

第 47 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

第 48 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条③項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第49条（解散）

- ①この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- ② 前項(1)号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- ③ 第①項(2)号の事由によりこの法人を解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散したときに残存する財産は、総会で議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得た上、所轄庁の認証を得なければならない。

第52条（公告）

この法人の公告は、当法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載してこれを行う。但し、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページにおいて行う。

第8章 事務局

第53条（事務局の設置）

- ① この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- ② 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第54条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長がこれを行う。

第55条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 雑 則

第56条 (細則)

この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付 則

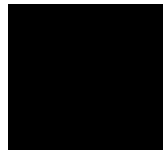
1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条①項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年8月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年8月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、一口金5000円とする。
7. この法人の第16回総会後の会費は、第8条の規定に関わらず、一口金7000円とする。

これは、当法人の定款である。

東京都文京区西片二丁目2番8号西片ハイテル

特定非営利活動法人北朝鮮難民救援基金

理事 加藤 博



別 表

設立当初の役員

理事長 中 平 健 吉

副理事長 加 藤 博

副理事長 三 浦 小太郎

理事 川 崎 孝 雄

理事 中 平 信 也

監事 岡 村 汐 絵